

嘉永六年「村上家乗」参考資料（令和7・4・12）23

◎九月朔日

①時服：①朝廷や將軍などから毎年春・秋または夏・冬の二季に臣下に贈った衣服。②四季それぞれの時候に応じて着る衣服。時衣。

②金銀貸借利足引下：五月の布令が徹底されなため、再度布令された。

○（嘉永六年）九月朔日 再び藩内金銀貸借利子の制限を布令す

近年当藩財政の困難より暗に紙幣の増発する傾きありて、之に随ひ諸物価の騰貴を来し、金銀貸借上の利子の如きも亦年を逐て上昇し、藩士の如きも家禄の削減は半知以上に昇り、士民共に利子のために倒産する者多きを致すを以て、已に本年五月に於て普通貸借の利子は一ヶ月壹歩五朱【銀札百目に対し壹匁五分の比例をいふ】より増昇せしむべからざる旨を布令せしと雖、藩紙幣と物価とは権衡（けんこう）を保たず、益々逆比例に猛進し、底止する所を知らざるか如し、茲（こゝ）に於て本日再び左の布令を発し、藩士を始め広島市内及各郡中へ厳しく利子の上昇を抑止せんと謀る所なり

藩士へ布令

（略）

広島市内布令

（略）

郡中布令一例

（略）

「芸藩志」第二卷

③統合（すべあい）：動詞の「統（すぶ）」は、一つにまとめて支配する。統括する。統治する。「合（あい）」は、（動詞に冠して）語勢を添え、語調を整え、また改まった意を添える。候文に用いることが多い。

④小豆飯：以下、村上家で九月朔日に小豆飯でお祝いした事例を示します。

（天保四年）当春已来兒輩無事之祝意神棚へ御神酒を供、小豆飯を炊て祝之也

（天保八年）当夏中無恙之賀并庫吉食始之祝、小豆飯・魚物を設ケ祝ス也

（嘉永元年）如例小豆飯を炊、暑中何れも無難を祝

（嘉永七年）例年之通夏以来一統無難を祝し小豆飯を炊、祝意を述

（安政三年）例年之如赤小豆飯を製、夏秋家内安全を祝ス

（安政四年）当夏以来家内無事之祝、例年之如小豆飯を炊祝ふ也

（文久元年）例年之通、今日九月入朔日赤小豆飯を焚祝ふ也

◎八月三日、当丑の年は市中在中とも早魃なり、五月十六七

八日昼夜雨降り出水にも相成り、また廿一日暮頃より降り出

し廿二日昼迄、廿三日昼ばら／＼雨少しにて、その後日々快

晴にて早打ちつづき、六月初めより土用の如く暑気甚だし

く、土用に入りてはいよいよ厳しく、尤も消暑なり、遠方よ

り折々夕立気色は有れども、御城下一円雨なし、諸社諸山に

て雨乞ひの御祈禱有れども、その驗少なし、六月十二日より

京橋川下、例年の通り井手掛ける、漸く七月十日夕立少し有

り、至って聊の事なり、その後十六日また夕立相応にあり、

新開綿作水を取り骨折り強く、なほ在中は稲穂とも水の骨折

り大形ならず、浦々は水手不自由にて枯れたる所もあり、又

は飲水不自由にて御城下川下へ汲みに来たりし所もあり、実

に当年の早魃は五十年目とも六十年目とも、種々取り沙汰

あれども慥かなる証跡はなし、清暑ゆへか暑さの割合には病

人少なし、七月廿八日は二百十日といふ日なれども、晴天無

風至って静謐なり、然るに米麦とも値上りに相成る、如何の

事やらと尋ねるに、この砌りも矢張り異国船沙汰にて、江戸

九州辺騒動の噂さ人氣悪しきゆへと承る、八月二日夕より雨

降り南風吹き、三日朝曇り風吹き、夕方より風雨ともはげし

く、余程騒々しく、全く二百十日の印と申す事なり、さて五

月廿四日より今日迄六十八日振りに雨降り、諸人大悦び、俄

かに秋色を催し朝夕余程涼しく相成る、この雨にて京橋井手

切れる、五十日目なり、この上は諸作豊満折るところなり。

◎九月五日 ⑦彦右衛門の実子

名前	生誕日	命日	法名
正介	天保13年	天保15年7月26日	秀山智英童子
松濃	弘化4年3月18日	嘉永2年7月11日	芙蓉院釈秋露童女
幾三郎	嘉永4年7月14日	安政2年8月9日	実山賢秀童子
他三郎	安政2年5月25日	安政2年5月30日	義純童子
千代雄榎 (長榎)	安政4年閏5月26日	文久3年4月3日	実応源心童子

◎九月二日
⑥常称君…村上家四代勇蔵。文久2年(1863)1月の文字増により、法名は常称院誓恩大超居士となった。文化4年(1807)12月7日に新知100石を賜り、用人から家司役に抜擢された。文化5年(1808)5月7日死去。

進藤寿伯稿・金指正三校註『近世風聞・耳の垢』（青蛙房）

◎九月五日

⑧堀尾精一郎妻昨晚安産…彦右衛門の養子となる敬次郎のこと。

⑨男爵村上家系図



村上 上 (男爵)

邦 裕

敬次郎

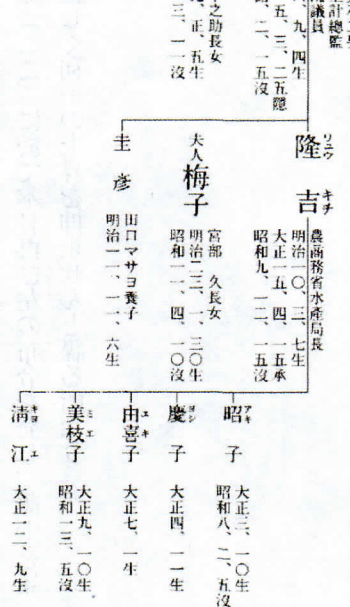
隆 吉

⑩ムラカミケイジロー 村上敬次郎 (一八五二—一九二九)

夫人ツル 敬次郎の養子となる。堀尾笑石の二男にしてのち村上邦裕の養子となる。明治十六年海軍



村上敬次郎



当家は広島藩士で、敬次郎は明治二年欧州に留学し、同七年帰朝後広島英語学校の教員となり、同九年より海軍省に出仕した。以後海軍関係の法律等の取調に功があり、日清戦争では兵庫守府監督部長旅順口海軍根拠地主計部長として功があり、同三十年主計総監に累進し、海軍省経理局長となる。北清事変・日露戦争にも功があり、同四十年九月男爵を授けられた。隆吉は神奈川県に勤め、ついで農商務省に入省し、水産講習所教授・特許局長、農商務省水産局長等を歴任した。死後女戸主となったため爵位を喪失した。

霞芸館編『平成新修旧華族大成』下巻(吉川弘文館)

◎九月四日

⑫蚊嚇：森鷗外は「かや」と読ませている。

此(かく)の如くに反覆して雷火に脅(おびや)されたので、抽斎は雷声を悪(にく)むに至ったのである。雷が鳴り出すと蚊嚇(かや)の中(うち)に坐して酒を呼ぶことにしていた。森鷗外『波江抽斎』(ふりがな文庫)

⑪トリニティ・カレッジに入学したもう一人の日本人

先にケンブリッジには大学の入学試験やカレッジの入寮試験は、トリニティ・カレッジの場合を除いてなかったと述べた。その入寮試験を行ったトリニティ・カレッジに關係して、村上敬次郎という人物について記してみたい。

筆者は以前から菊池大麓がケンブリッジに留学した最初の日本人だと思っていた。それは現在も正しいのであるが、実は同じ一八七三年(明治六年)十一月に菊池と一緒にケンブリッジ大学に入学したもう一人の日本人がいたのである。

その人物は村上敬次郎といい、一八七三年にトリニティ・カレッジへの入寮が認められ、菊池と同じように同年一月一日付でケンブリッジ大学への入学許可を受けた。

彼は菊池と同じようにベンシヨナーであった。トリニティ・カレッジにおける彼のチューターは、クーツ・トロッター(Coates Trotter)であった。トロッターはケンブリッジの自然科学教育の分野での重要人物であり、後述するようにマカリストとともに日本人留學生の問題にも關係する。

村上敬次郎は、もと広島藩士で、嘉永六年(一八五三年)九月四日出生し、昭和四年(一九二九年)に死亡している。菊池よりも二歳ほど年長である。ケンブリッジ大学に入学した頃はちょうど満年齢で二〇歳になったばかりにあたる。

村上は明治四年(一八七一年)に英国に留学した。その後の様子は不明であるが、少なくともトリニティ・カレッジに入寮する前のある期間、ケンブリッジに住んでいたルイス・ボリッソウ¹⁰という人物から教育を受けた。ということは、村上はケンブリッジに住んだ最初の日本人ということになる。

村上は早くも翌一八七四年に日本に帰国しているので、トリニティ・カレッジにはあまり長く滞在しなかったのではないだろうか。またケンブリッジ大学の試験の一つである予備試験などに合格したような様子も見られない。

村上が短期間でケンブリッジを去った理由は、先述の明治六年末に出された官費留學生一括引き揚げを命ずる太政官布達に關係していただろうか。明治政府は留學生に対して官費の支給を打ち切り、自分で留学費用を負担できない官費留學生は六〇日以内に帰国するように命じたので、村上はこれに依りて帰国したのである。

村上敬次郎は、帰朝後広島で英語学校の教員などをしたあと、海軍省に出仕した。日露戦争の時には海軍主計総監として活躍し、その功勞により男爵を授けられている。奇しくも明治六年にケンブリッジに同時に入學した菊池と村上の二人は同じ男爵を受爵している。

小山騰『破天荒(明治留學生)列伝』(講談社選書メチエ168)

令和七年四月例会資料(三月分後追い)

家乗嘉永六年 八月十六日(八月廿九日)

一、先月の解説文活字読みの確認点 なし

二、指摘・意見・質問・他

○ 八月十六日「御館へも出ル、今日者御寄合日故也」

嘉永六年家乗に「御寄合」は二月・五月・八月・十一月の十六日に記されており、彦右衛門は「例時少早出勤」しています。

上田公用日記に於ては嘉永六年三月・六月・九月・十二月の十六日に寄合があり、「今朝五ツ時出仕」と記し、時に年寄・御用人・大目付等も被罷出こともあるようです。三家持ち回りの定期寄合のようですので、残る一・四・七・十月は三原浅野の当番でしょう。他の年を見ても、当番月が違ふことはあつても大概十六日におこなわれています。何か合議・決裁をしていたのでしょうか。

○ 八月十八日 「竈七拾軒焼失之由」

かまど【竈】

〔1〕『名詞』①。かま。くど。へつつい。

② (①を生活の第一のよりどころとして) 家財。

③ 生活の単位としての家。独立して家庭生活をする一家。また、戸数割りなどの賦課における家族生活の単位。世帯。江戸時代、これの代わりに炉の自在鉤(かぎ)を単位とする地方もあった。

④ 実力のある者。実際の権力を握っている者。↓かまどに媚(こ)ぶ。

⑤ 鞭(うつぼ)の、矢を入れる口のあたり。「蒲戸」とも書く。

⑥ 小作人。

〔2〕『接尾語』 戸数を数えるのに用いる。軒(けん)。戸(こ)。一家に二世帯同居する場合、二竈と数える (日本国語大辞典)

○ 八月十九日頭書「金百疋・銀壹匁・銀貳匁」

今一度、江戸期の貨幣について簡単に纏めておきます。(例会資料既出度々)

三貨の単位

金(計数貨幣) 一両||四分(歩) ||十六朱||四百疋(匹)

銀(秤量貨幣) 一貫目||一千匁 一匁||十分(ふん)

(序に) 銀一両||三匁 丁銀一枚||三匁

銭(計数貨幣) 一貫文||千文 銭一疋||当初十文・江戸後期二十五文位

(但し一分銀・二朱銀・一朱銀は一分金・二朱金・一朱金と等価の計量(補助貨幣)であり、後の金流出の原因となった。)

三貨の交換比率 (慶応三年末頃は家乗より推定)

寛永の頃 一両||五十匁||四貫文

元禄の頃 一両||六十匁||四貫文

天明の頃 一両||六十匁||六貫文

文化文政の頃(簡易レート) 一両||六四匁||六九一二文

幕末 頃(公定レート) 一両||七二匁||約十貫文

〃 〃 (市場レート) 一両||約二二五匁||約十貫文

○ 八月廿一日「非時并酒を出ス」

ひ・じ【非時】 仏語。

1 僧が食事をしてはならないと定められた時。正午から翌朝の日の出前までの間。僧侶は正式には一日一食で、午後の食事は禁止されていた。

2 僧の午後の食事。規定にかなう正午以前にとる食事の齋(とき)に対していう。非食(ひじき) 非時食(ひじき)

3 会葬者に出す食事。凌(しのぎ)

○ 会員から意見がありました。

八月廿一日「於内廟」は、「於内仏」ではないでしょうか。

廿一日の頭書でも廟飾となっており、その後には布施 住持・伴僧・僕となっており、廟飾が仏壇・仏間の飾りつけであると推定出来ます。十九日には「内仏にて」となっていますが、仏壇・仏間を霊廟と云うのはおおげさな気がします。が、此処は「内廟」のままが良いと思いますが如何でしょうか？

他の年でも同様の例がありますので、彦右衛門は意識して書いているようです。嘉永六年十二月十日海蔵寺に於いても「内仏」「内廟」を書き分けて居ります。

【内仏】(ないぶつ) 寺院で、本堂以外の私房に安置した仏像。また、一般

在家でも、居室に仏像を安置して信仰する風を生じた。念持仏。浄土真宗真宗では、本尊を安置したお仏壇を指す

【廟】日本では、特定な人物を祀る建物を、霊廟、廟、または霊屋(たまや)、御霊屋といい、大きく、神式霊廟、仏式霊廟、儒式霊廟などに分けられる。

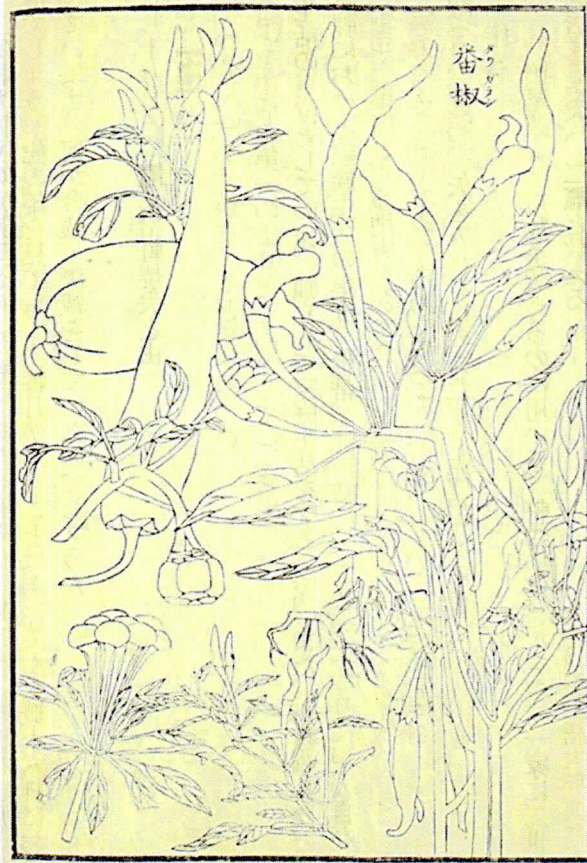
仏壇や先祖をお参りする部屋なども広義では霊廟となる。

同日「帯蕃椒」は、帯蕃椒の誤記ではないでしょうか。

蕃国から渡来した胡椒→蕃胡椒→蕃椒ですね。
「番」を漢和辞典で見ると、

「意味」・③えびす。中国西方の異民族。外国人。⓪ 蛮・蕃——と出ています。

現代日本で右の意味では殆ど「蕃」を用いますが、「番」でも間違いではないようです。



○ 八月廿七日頭書「跡目」 (令和5年7月例会資料に既出)

江戸幕府の武家相続法では、死亡による相続を跡目(万石以上の場合)は遺領という)相続、隠居による相続を家督相続と呼んで区別している。
(世界大百科事典)

三、報告・お知らせ
役員動静

退会 A4班 高木 総さん・川口真由美さん、B3班 豊原兼輔さん、
B4班 加藤則行さん が三月例会を以て退会されました。
入会 (失礼ですが敬称を省略しております。)

石尾泰博、小田原新司、北川千穂、新殿雅恵、原田昌博、三木英一、
山田倫子 以上7名の方が入会されます。

◇ 年度替わりに際して役員交代・会費等全体会に報告、新役員紹介など致したいと思っております。本日、会の前後に少々お時間を頂きたいと思っております。又閉会后、新旧役員は引継ぎなどの為にお残りください。よろしくお願いいたします。

◇ この封筒に記入用紙を同封して置きますので、出来れば本日に班長のメールアドレス(緊急連絡や休会時の資料送付用)を記入してお返しください。
(班長変更無しの際は封入してありません)

◇ 新年度名簿は次例会でお渡しできると思います。

◇ 次例会は、五月十日(第2土曜日)午後一時半です。於第一・第二研修室
当日の会場当番は、~~A8班及びB1班~~です。

六月例会は、六月七日(第1土曜日)、

七月例会は、七月五日(第1土曜日)

九月例会は、九月六日(第1土曜日)

十月例会は、十月 日(第 土曜日)です。(未定、十八日、第3土曜日か?)

◇ 今月は席移動月です。席移動をお願いします。班単位で前回より1つ宛前にお進み下さい。一番前の班は最後列へお廻りください

***** 萬津箱 ***** (余談です) *****

サマータイム
六月六日 「今日方御役所早出二付朝五時前出勤 四時過退」と書いており、夏時間に変わったことがわかります。二時間勤務(不定時法だから現在より長い)は例年の半分です。(例年は九時頃退です。)

七月の出退勤も概ね其の儘でしたが、廿五日「早朝五時)方臨時御武具役所へ出勤 夕七時退」となりました。一異例の長時間勤務ですね。

八月は続いて「例時御武具役所へ出勤 夕七時退・・・と変わりません。
九月は二日に武具役所へ出勤した翌三日から「例時出勤 夕八時頃退」と御館へ出勤、通常の出退勤時間になっています。例年夏時間は、土用入りの頃始り、秋分の頃終りますが、武具役所長時間勤務の間に終わっていたようです。

十月は非番でしたが、出勤はしています。
(右武具役所出勤時や午後遅くに退勤の時昼食はどうしたのでしょうか? ネットでは弁当持参説が多いですが、家乗で弁当の話は出て来ませんね!!)